

公 告

公募型プロポーザル方式により、鳥取県警察本部庁舎の自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県警察本部庁舎自動販売機設置事業者の公募

(2) 概要

庁舎の一部を借り受けて自動販売機による清涼飲料水等の販売を行う。

(3) 設置場所

鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県警察本部庁舎1階自動販売機室内

(4) 設置自動販売機の種類及び台数

ア 清涼飲料水（缶、瓶及びペットボトルの密閉容器のものに限る。）自動販売機 2台

イ 健康飲料等乳製品（瓶及びパックの密閉容器のものに限る。）自動販売機 1台

(5) 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

貸付期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行わない。

(6) このプロポーザルに係る評価、選定及び契約の締結は、(4)の自動販売機ごとに行う。

2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(4) 令和7年1月15日（水）から同年2月14日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要項（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

(6) 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年3月19日付第200900193250号、第200900195212号、第200900195188号、第200900195552号、第147号、第200900195216号、第200900209089号）第3条に規定する者に該当しないと認められる者であること。

3 提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、「鳥取県警察本部庁舎自動販売機設置事業者募集要項」により、1の(4)に掲げる自動販売機の種類ごとに提案書及び添付書類を作成の上、それぞれ1提案を限度とし提出すること。

なお、1の(4)ア、イいずれか一方のみの提案も可とする。

(1) 「鳥取県警察本部庁舎自動販売機設置事業者募集要項」の交付方法

ア 交付期間

令和7年1月15日（水）から同年2月14日（金）までの日（（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（2）のとおり

（2）提案書の提出先、問合せ先及び質問の受付先

〒680-8520

鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部警務部会計課庁舎管理係

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

メールアドレス k_tyoushaseibihosa@pref.tottori.lg.jp

（3）提案書の提出期限

令和7年2月14日（金）午後5時までに提出すること。ただし、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、上記（2）の場所に送付すること。（期限内必着のこと。）

（4）提案書の提出部数

正本1部及び副本7部（副本は、複写可とする。）

（5）質問の受付

ア 質問がある場合は、令和7年1月31日（金）午後5時まで受け付けるので、文書又はメールで提出すること（ファックスも可）。

イ 質問への回答については、令和7年2月7日（金）午後5時までに文書によりファックス、又はメールで回答する。

4 評価方法

提案書の評価は、審査委員（6人）が下記の審査基準で採点したものの平均点（（100点満点）小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により行う。

審査項目	審査の視点	配点
自動販売機の機能	ユニバーサルデザイン対応	必須
	災害時飲料提供機能、省エネ性能、ピークカット機能、AED搭載等の付加機能等	10点
販売品の種類・価格	様々なニーズに応える種類・品ぞろえ・販売価格	25点
取扱手数料	売上げに対して県に支払う取扱手数料の額（割合）	25点
業務対応体制	販売品の補充、使用済容器回収及び故障時等の対応等	10点
社会貢献 （今後1年以内に実施する予定のものも含む。）	具体的事業 ・被害者支援への協力 ・その他の社会貢献	30点
計		100点

5 選定方法

1の(4)ア、イそれぞれの自動販売機について、4により最も高い得点を得た者を最優秀提案者として自動販売機設置事業者に選定する。また、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行い、選定結果については鳥取県警察ホームページにおいて公表する。

なお、応募者が1者であった場合、書類に不備がなければ審査会を開催することなく自動販売機設置事業者を選定する。

6 契約の締結

(1) 5により選定した者と契約締結の協議を行い、公有財産借受申請書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を、速やかに4の(2)の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

7 契約保証金

免除

8 暴力団排除等

借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に貸付人が契約を解除するときは、借受人は違約金として貸付料年額に5を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。

また、借受人が次に掲げる(1)、(2)事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部において、照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等(借受人が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(3) 貸付人において、借受人又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認めるとき。

9 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、鳥取県警察本部庁舎自動販売機設置事業者募集要項による。